

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき策定された「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）におけるグローバル人材育成の推進に資する関連施策等を評価の対象とした。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（法務・外務・経済産業等担当）
平成27年12月から29年7月まで

3 評価の観点

本政策評価は、「第2期教育振興基本計画」により取り組まれているグローバル人材育成の推進に資する関連施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等からグローバル人材育成に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や関連施策・事業の効果を把握・分析した。

(2) 実地調査の実施

関係省、教育委員会、小学校、中学校、高等学校及び大学を対象に、グローバル人材育成の推進に関する取組状況、英語をはじめとする外国語教育の実施状況、日本人学生の海外留学促進や外国人留学生の受入促進に関する取組状況、大学等の国際化に関する取組状況等について実地調査を行い、事務事業の実施状況や効果等を把握・分析した。

(3) 意識調査の実施

海外事業に必要な人材の確保状況、新卒採用者のグローバル人材としての評価、企業が大学に求める取組など、企業における海外事業に必要な人材の確保の実情等を把握するため、「海外進出企業総覧会社別編2015年刊」（株式会社東洋経済新報社）に掲載された全ての海外進出企業（海外の現地法人に出資している日本側出資企業）4,932社を対象に意識調査を実施した。

表 意識調査の概要

調査方法	調査期間	対象者数	回答数	回答率
実地調査（任意抽出）	平成28年5～7月	68	68	100%
WEBによるオンライン調査	平成28年7月	4,864	912	18.8%
合 計		4,932	980	19.9%

5 調査対象機関等

(1) 調査対象機関

文部科学省、外務省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、公立小学校、公立中学校、公立高等学校、国立・公立・私立大学（スーパーグローバル大学等事業採択大学）、海外進出企業

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 平成27年11月17日 政策評価計画
- ② 平成28年11月29日 調査の状況（政策評価の方向性）

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公開している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html)

7 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及び意識調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 行政事業レビューシート（文部科学省、外務省）
- ② 学生支援に関する各種調査（独立行政法人日本学生支援機構）
- ③ 英語教育実施状況調査（文部科学省）
- ④ 学校基本調査（文部科学省）
- ⑤ 高等学校等における国際交流等の状況調査（文部科学省）
- ⑥ 海外進出企業CD-ROM2015年度版（株式会社東洋経済新報社）